

## (1) 災害発生時の連絡体制

渇水、風水害、地震等による断減水状況については、昭和 54 年3月 23 日付け環水第 39 号にて厚生労働省への報告が求められ、その様式等については平成25年10月25日付け健水発1025第1号(最終改正令和2年2月 27 日)(以下、平成 25 年通知という。)で定められている。

### 留意事項

- ・ 自然災害の場合、大臣認可を含む水道事業者及び水道用水供給事業者は、県に断減水等の状況について報告し、県は厚生労働省へ県内の状況を報告する。
- ・ 自然災害及び渇水による断減水等被害の報告は、原則は実際に断減水等被害が生じる、または生じるおそれがある場合に情報提供をお願いしているが、自然災害の規模が大きい場合には、被害がない旨の報告も必要となる。

水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、休日・夜間等の非常時にも遅滞なく断減水等状況を共有できるよう、平素より管轄の健康福祉事務所等との連絡体制を構築すること。

## (2) 災害復旧費・災害査定

異常なる天然現象による被害を受けた水道施設を原型に復旧する事業については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金を活用できる。

### 留意事項

- ・ 応急仮工事の額を除いた復旧費が、以下の限度額及び現在給水人口×130 円(簡水は 110 円)で求める金額を上回ること。  
上水道事業または水道用水供給事業 県 7,200 千円、市 1,900 千円、町村 1,000 千円  
簡易水道事業 市 1,000 千円、町村 500 千円
- ・ 災害原因である「異常なる天然現象」は「災害復旧事業の実務に関する手引き」に掲げるもので、申請者は事実を説明する責任がある。
- ・ 通常の災害復旧費補助金では給水管を対象としない。ただし、大規模災害の場合は災害ごとに交付要綱等が策定されることがある。
- ・ 被災状況の説明のため、写真やメーカーからの使用不可証明書等の記録を必ず残すこと。

## 災害査定時の留意点 ①

### 災害査定の原則

- ◆自然災害(異常なる天然現象)により、水道施設が損壊等の被害を受けた際、これを原形に復旧する事業であること
- ◆申請は経済的かつ合理的であること

### 災害査定に関連する要綱・要領等

- ◆災害復旧費補助金交付要綱
- ◆災害復旧費調査要領
- ◆災害復旧費国庫補助金交付申請書等作成要領
  - ➡これらは大規模な災害の場合、災害ごとに策定されることがある
- ◆災害復旧事業の実務に関する手引き(以下、手引き)

### 日ごろから準備・整理しておくもの

- ・各水道施設・設備の写真、竣工図、使用部材一覧、維持管理日報等(原形復旧の確認や、被災前は健全な状態であったことの確認のため)

### 災害発生直後に実施するもの

- ・都道府県を經由し、厚生労働省に被害状況を報告(原則被災後10日以内)
- ・水道施設の被災状況の記録(主に写真。水害の場合、浸水深さがわかる写真も)
- ・緊急工事(応急仮工事)を実施する場合は以下の整理

- (1) 応急仮工事の記録(施工前～施工後の写真、被災状況、使用材料等)
- (2) 応急仮工事の必要性
- (3) 応急仮工事の内容・工法・費用の妥当性

65

## 災害査定時の留意点 ②

書類作成の際は、必ず要綱・要領・手引きを確認の上、作業を開始してください

### 災害査定に係る書類作成時のチェックポイント(一例)

#### 災害復旧計画書全般

- ・申請書は要領や手引きで定められた様式
- ・申請する施設は、災害で被災した水道施設または水道施設の復旧に不可欠な事業(ただし維持管理の施設は対象外)
- ・災害原因が所定(手引きに記載)の要件を満たしていること、また、満たすことを示す資料
- ・事業費(仮工事除く)は限度額を上回っている
- ・赤色は使用しない(朱入れとの混同を避けるため)
- ・災害復旧の設計書作成業務は対象外

#### 復旧の考え方

- ・被災した施設を原形に復旧することが基本(原形復旧に依らない場合は、調査要領を確認のうえ事前相談)
- ・被災範囲に対して、復旧申請範囲が最小限である
- ・非耐震管の復旧の際、同口径の耐震管による布設替はOK

#### 設計書

- ・適切な歩掛(基本は厚労省歩掛)の使用、ただし設備工事のみ場合は、下水道歩掛を参照
- ・見積による場合、3社以上の見積書取得
- ・契約済み工事の場合、契約書の添付
- ・設計額/見積額/契約額のうち最安価な額による申請(比較表)
- ・運搬が発生する際、距離の設定根拠の添付
- ・発生材等の有価物発生の際、申請額から差し引く
- ・ポンプや配電盤等の復旧費は、原則修理によるが、交換と比較し安価であるか、または修理不可の場合に交換も認める(修理不可の場合、それを示す書類の添付)

- ・単費分と補助分が混在する工事の場合、適正な按分
- ・レンタル/リースは、期間が必要最小限であることの説明

#### 被災状況図・被災写真

- ・被災状況図:竣工図等を活用し、被災範囲を明示
- ・状況図の中に被災写真の撮影箇所・方向を記入
- ・被災箇所や数量・延長が特定できるような写真の撮影

#### 応急仮工事

- ・本工事前に仮工事が必要な理由
- ・精算額(単価契約額等)と、歩掛表により算定した額(事後設計額)との比較(設計の根拠に見積が必要となる場合は3社必要)
- ・ポンプやモーターの復旧は、損料計算が原則

#### 説明補足資料(必要に応じて準備)

- ・河川管理者や道路管理者等との調整がある場合、施工区分やその協議メモ等(二重採択の防止)
- ・個別に単価策定した項目について、その策定調書資料
- ・特殊な工法による復旧の場合、その工法の妥当性の説明
- ・第三者による故障証明は「交換が必要である」等、事実を明確に(交換が望ましい、等の曖昧な表現では維持工事とみなされ復旧対象施設とならない)

#### その他

- ・書類不備のチェック(数値・数量の不整合、見積書の日付未記入等)

66

<兵庫県内上水道・用水供給事業の基幹管路の耐震化状況(令和元年度末)>

令和元年度水道統計調査結果より作成

	基幹管路*1 総延長(m)	耐震適合性のある管*2の 延長(m)		耐震 適合率(%) (B/A)	耐震管率(%) (C/A)	
		(A)	(B)			耐震管*3 の延長(m) (C)
1	神戸市(市街地)	1,117,969	827,071	643,998	74.0	57.6
2	尼崎市	144,497	71,061	71,061	49.2	49.2
3	高砂市	21,273	529	529	2.5	2.5
4	豊岡市	145,581	24,509	24,509	16.8	16.8
5	西宮市	182,735	107,410	73,807	58.8	40.4
7	篠山市	88,168	46,200	29,640	52.4	33.6
8	姫路市	343,311	102,963	78,886	30.0	23.0
9	明石市	117,625	80,676	12,011	68.6	10.2
10	宍粟市	133,584	43,094	9,655	32.3	7.2
13	伊丹市	42,880	38,030	8,329	88.7	19.4
14	芦屋市	31,770	20,571	10,702	64.7	33.7
16	三田市	36,325	25,325	6,519	69.7	17.9
18	西播磨水道企業団	333,010	124,960	9,323	37.5	2.8
19	赤穂市	21,578	2,469	2,469	11.4	11.4
20	宝塚市	99,493	25,373	20,915	25.5	21.0
21	加古川市	93,220	25,927	25,927	27.8	27.8
22	たつの市	429,106	47,326	28,499	11.0	6.6
23	香美町	43,239	1,023	1,023	2.4	2.4
24	養父市	96,871	24,178	2,971	25.0	3.1
25	川西市	68,459	9,227	9,227	13.5	13.5
27	西脇市(西脇)	68,746	43,145	32,486	62.8	47.3
32	加東市	38,814	10,175	10,175	26.2	26.2
36	加西市	5,632	1,943	1,425	34.5	25.3
37	三木市	85,961	27,267	20,695	31.7	24.1
38	小野市	46,735	37,034	22,315	79.2	47.7
39	太子町	11,315	4,451	4,324	39.3	38.2
45	丹波市(中央)	74,547	38,637	37,503	51.8	50.3
56	上郡町	106,705	86,656	10,991	81.2	10.3
57	福崎町	64,309	13,717	12,673	21.3	19.7
60	市川町	4,655	540	540	11.6	11.6
65	朝来市	46,137	16,326	16,326	35.4	35.4
68	西脇市(黒田庄)	7,464	1,724	597	23.1	8.0
71	稲美町	12,699	11,854	2,076	93.3	16.3
75	神戸市(六甲山)	9,858	9,415	7,525	95.5	76.3
78	猪名川町	24,770	6,855	2,619	27.7	10.6
80	多可町	47,711	1,213	1,213	2.5	2.5
85	新温泉町	31,833	4,116	4,116	12.9	12.9
86	播磨町	14,465	9,672	2,399	66.9	16.6
90	丹波市(山南)	16,834	8,100	7,517	48.1	44.7
94	播磨高原広域事務組合	40,947	36,449	4,046	89.0	9.9
95	神河町	13,244	35	35	0.3	0.3
97	淡路広域水道企業団	429,956	115,161	107,044	26.8	24.9
98	丹波市(市島)	23,137	8,082	7,926	34.9	34.3
501	阪神水道企業団	164,740	114,686	108,979	69.6	66.2
502	市川町	5,619	4,329	4,329	77.0	77.0
506	兵庫県	266,640	184,187	100,916	69.1	37.8
	合計	5,254,167	2,443,691	1,600,790	46.5	30.5

\*1 導水管延長、送水管延長、配水本管延長の合計

全国 : 

40.9%	26.6%
-------	-------

\*2 (基幹管路のうち)以下管種の延長の合計

ダクタイル(耐震継手)、鋼管、水道配水用ポリエチレン管、ステンレス、ダクタイル鑄鉄(K型)、硬質塩ビ管

\*3 (基幹管路のうち)以下管種の延長の合計

ダクタイル(耐震継手)、鋼管、水道配水用ポリエチレン管、ステンレス

<兵庫県内上水道・用水供給事業の水道施設の耐震化状況(令和元年度末)>

令和元年度水道統計調査結果より一部修正して作成

	浄水施設の耐震化状況			配水池の耐震化状況		
	全浄水施設能力(m3/日)	耐震化浄水施設能力(m3/日)	耐震化率(%)	全有効容量(m3)	耐震化有効容量(m3)	耐震化率(%)
	(A)	(B)	(B/A)	(A)	(B)	(B/A)
神戸市(市街地)	240,000	56,000	23.3	579,546	481,646	83.1
尼崎市	84,650	0	0.0	30,025	22,225	74.0
高砂市	83,000	0	0.0	37,000	37,000	100.0
豊岡市	72,594	35,983	49.6	38,194	16,586	43.4
西宮市	55,020	0	0.0	48,957	26,284	53.7
篠山市	11,937	3,155	26.4	16,617	14,130	85.0
姫路市	164,154	19,104	11.6	129,598	48,615	37.5
明石市	122,200	41,200	33.7	79,680	70,530	88.5
宍粟市	20,059	2,291	11.4	17,586	5,482	31.2
伊丹市	90,000	0	0.0	23,162	11,412	49.3
芦屋市	9,695	1,710	17.6	16,754	6,600	39.4
三田市	11,110	5,000	45.0	44,114	26,035	59.0
西播磨水道企業団	27,500	24,000	87.3	32,129	20,690	64.4
赤穂市	61,500	1,200	2.0	19,409	14,390	74.1
宝塚市	43,100	43,100	100.0	62,046	20,668	33.3
加古川市	67,900	8,200	12.1	78,690	16,400	20.8
たつの市	27,930	14,489	51.9	16,676	3,030	18.2
香美町	14,118	8,104	57.4	10,968	1,703	15.5
養父市	17,982	15,161	84.3	14,739	6,983	47.4
川西市	12,351	12,351	100.0	46,708	28,358	60.7
西脇市(西脇)	6,900	6,900	100.0	13,262	12,937	97.5
加東市	7,800	0	0.0	22,165	1,399	6.3
加西市	0	0	-	13,120	0	0.0
三木市	25,370	10,420	41.1	35,443	33,592	94.8
小野市	14,900	12,100	81.2	25,460	18,015	70.8
太子町	20,100	20,100	100.0	16,000	16,000	100.0
丹波市(中央)	24,659	14,190	57.5	16,391	6,326	38.6
上郡町	9,730	8,170	84.0	10,900	6,120	56.1
福崎町	8,200	7,100	86.6	10,701	2,800	26.2
市川町	7,700	3,500	45.5	3,964	1,790	45.2
朝来市	16,940	3,632	21.4	15,299	3,000	19.6
西脇市(黒田庄)	4,500	4,500	100.0	2,660	2,400	90.2
稲美町	16,790	1,300	7.7	10,995	7,400	67.3
神戸市(六甲山)	1,000	0	0.0	1,580	1,580	100.0
猪名川町	2,200	400	18.2	16,907	12,399	73.3
多可町	11,416	7,297	63.9	6,978	2,191	31.4
新温泉町	8,132	1,800	22.1	6,220	2,932	47.1
播磨町	18,600	18,000	96.8	13,500	2,000	14.8
丹波市(山南)	6,400	6,400	100.0	3,441	1,050	30.5
播磨高原広域事務組合	8,000	8,000	100.0	5,020	1,590	31.7
神河町	5,250	3,533	67.3	4,260	1,554	36.5
淡路広域水道企業団	87,651	23,884	27.2	114,195	62,449	54.7
丹波市(市島)	4,396	2,330	53.0	3,825	1,135	29.7
阪神水道企業団	1,289,900	373,000	28.9	261,500	139,000	53.2
市川町(用供)	5,100	0	0.0	0	0	-
兵庫県(企業庁)	431,370	431,370	100.0	13,760	13,760	100.0
合計	3,279,804	1,258,974	38.4	1,990,144	1,232,186	61.9

全国 : **32.6%**

全国 : **58.6%**

(1) 水質基準等の改正

## 農薬類及び要検討項目に関する見直し

【農薬類】対:対象農薬リスト掲載農薬類 他:その他農薬類

	項目	現行目標値	新目標値
対-029	カルボフラン	0.005 mg/L以下	0.0003 mg/L 以下
対-101	ベンフラカルブ	0.04 mg/L以下	0.02 mg/L 以下
他-059	バリダマイシン	—	0.9 mg/L 以下

【要検討項目】

項目	目標値
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—

- 令和3年1月26日に令和2年度第1回水質基準逐次改正検討会を開催し見直し方針案について議論
- 厚生科学審議会生活環境水道部会による審議を経て**令和3年4月1日適用** ※

※ 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け健発第101004号厚生労働省健康局長通知)及び「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号厚生省水道整備課長通知)を改正

122

これにあわせて、当県の「兵庫県水道水質管理計画」の運用方法の見直し[令和3年5月6日付け生第1108号]および水道水質管理マニュアル[令和3年5月6日付け生第1108号]の改定を行っている。

(2) クリプトスポリジウム等対策

## クリプトスポリジウム等対策の体系

施設基準



「水道施設の技術的基準を定める省令」  
(平成12年厚生省令第15号)

【平成19年、令和元年5月29日改正】

- 原水に耐塩素性病原生物が混入する恐れがある場合の浄水施設の要件  
(第5条第1項第8号)
- 紫外線処理を用いる浄水施設の要件  
(第5条第9項各号)



対策指針



「クリプトスポリジウム等対策指針」

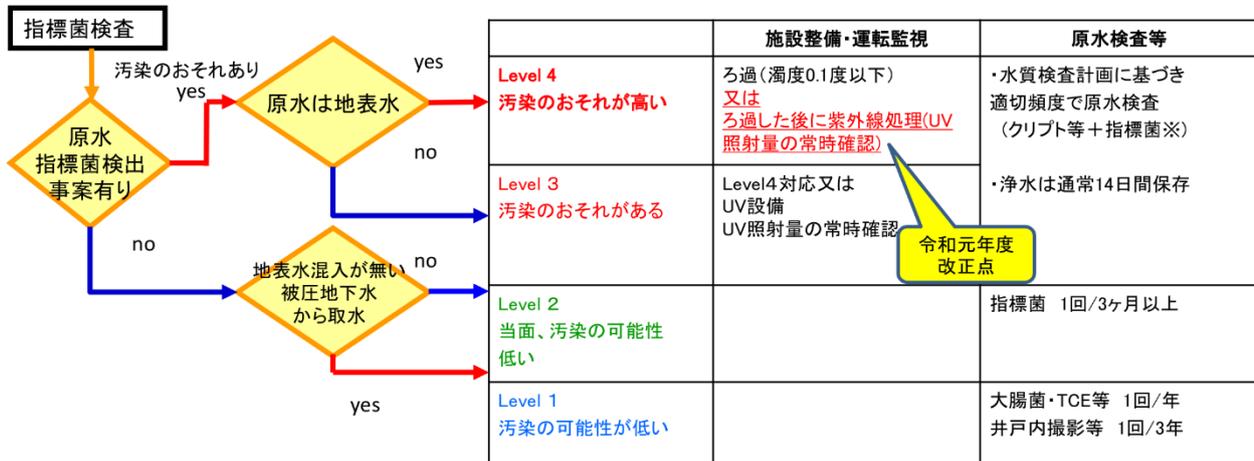
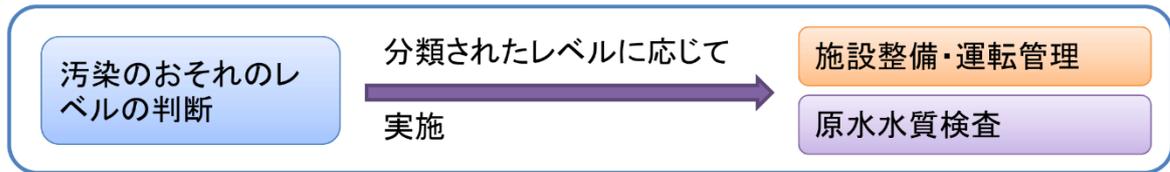
【令和元年5月29日改正】

- 汚染のおそれのレベル判断及びレベルに応じた施設整備・運転監視と原水水質検査

125

# 【クリプトスポリジウム等対策指針(概要)】

水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について  
 (平成19年3月30日付け健水発第0330005号水道課長通知 最終改正:令和元年5月29日)



	施設整備・運転監視	原水検査等
Level 4 汚染のおそれが高い	ろ過(濁度0.1度以下) 又は ろ過した後に紫外線処理(UV照射量の常時確認)	・水質検査計画に基づき適切頻度で原水検査(クリプト等+指標菌※)
Level 3 汚染のおそれがある	Level4対応又はUV設備 UV照射量の常時確認	・浄水は通常14日間保存
Level 2 当面、汚染の可能性低い		指標菌 1回/3ヶ月以上
Level 1 汚染の可能性が低い		大腸菌・TCE等 1回/年 井戸内撮影等 1回/3年

※指標菌とは大腸菌及び嫌気性芽胞菌

H20から指標菌等検査を水質検査計画に位置づけ

126

## クリプトスポリジウム等の汚染のおそれの適切な判断について

- 原水の指標菌検査は、浄水施設の「水道施設の技術的基準を定める省令」との適合性を確認する上で、実質的に検査を義務づけている。
- 指標菌の検査を行わず、リスクレベルの判断が行えない施設は、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」に該当することが不明な状態にあることから、「水道施設の技術的基準を定める省令」に適合していない可能性を否定できない。

指標菌の検査を実施せず、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」の判断ができない水道事業者等において、

- 水源によらず **速やかに指標菌検査を実施すること。**  
 (浄水受水のための施設を除く)
- 自己検査の実施が困難な場合は、  
 地方公共団体機関又は登録検査機関への委託によって行うこと。
- 上水道事業、用水供給事業のみならず簡易水道及び専用水道も必要。

127

水道水質関連調査(クリプトスポリジウム関係)について

兵庫県 クリプトスポリジウム等対策指針に基づく対策実施状況(平成31年3月末現在)

	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	合計
	上水道	簡易水道			
全浄水施設数 ※受水のみ含む	393	24	6	122	545
うち全量浄水受水施設数	39	0	0	46	85
調査対象浄水施設数	354	24	6	76	460
レベル4施設数	128	0	6	19	153
対応済みの浄水施設数(合計)	128	0	6	18	152
(膜ろ過施設)	17	0	0	7	24
(急速ろ過施設)	75	0	6	9	90
(緩速ろ過施設)	36	0	0	2	38
対策施設設置等を検討中等の浄水施設数 ※1	0	0	0	0	0
レベル3施設数	162	16	1	15	194
対応済みの浄水施設数(合計)	132	13	1	15	161
(膜ろ過施設)	51	4	0	8	63
(急速ろ過施設)	56	5	1	2	64
(緩速ろ過施設)	4	4	0	0	8
(紫外線処理施設)	21	0	0	5	26
対策施設設置等を検討中等の浄水施設数 ※1	30	3	0	0	33
レベル2施設数	34	0	0	18	52
対策施設設置済み	20	0	0	16	36
レベル1施設数	27	1	0	63	91
対策施設設置済み	5	0	0	44	49
レベル不明施設数 ※2	3	7	0	3	13
対策施設設置済み	1	0	0	0	1

※1 現在、浄水方法等の恒久的対策を検討、及び指導中。濁度上昇等には取水停止等の対策を実施。

※2 クリプト指標菌検査(大腸菌・嫌気性芽胞菌の両方)が未実施等のため判定ができていない施設数。

(参考値)				
全浄水施設	うち全量受水施設数	調査対象浄水施設(A)	対応必要な浄水施設数(B) ※L3,L4	B/A(%)
545	85	460	347	75.4%
対応の必要な浄水施設の状況(内訳)				
対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)	
313	90.2%	33	9.5%	

・クリプトスポリジウム汚染のレベルは、指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)検出の有無及び原水の種別で判定する。

(参考:平成19年3月30日付け健水発第0330005号通知)

(レベル4(表流水)、3(伏流水・浅井戸・深井戸):指標菌検出有り。

レベル2(表流水・伏流水・浅井戸等)、レベル1(深井戸(被圧地下水のみ)):指標菌検出なし。)

・対策済みとは、クリプトスポリジウムが除去可能な処理(膜・急速・緩速ろ過又は紫外線)を整備しているもの。

## 令和2年度の水質事故事例

### ●健康被害発生事例

令和2年度は健康被害が確認された水質事故が1件報告された。

(再掲)集合住宅に設置された簡易専用水道において貯水槽のオーバーフロー管と公共下水管が誤接合していたために公共下水管の詰まりにより貯水槽に汚水が流入する水質事故が発生し、健康被害も報告された。

### ●残留塩素濃度低下事例

専用水道、簡易水道において、残留塩素が不検出事例の報告が複数あり。次亜塩素酸ナトリウム注入設備の不具合・管理不良等が原因。毎日検査の確実な実施や、塩素注入の徹底の指導を行った。

最新の水質事故事例については、下記HPIに定期的に掲載中。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/03.html>

144

## 貯水槽水道における水質管理

### ■ 貯水槽水道における水質事故

- H22年：小規模貯水槽水道の利用者43人のうち28人が体調不良。給水栓水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。4人がジアルジアに感染。汚水の流入が原因。
- R2年：学校の簡易専用水道において一般細菌の基準超過が確認された。飲用を制限し、水槽等の清掃を実施。休校中に水の使用量が減少し、水槽内の滞留時間が長くなり残留塩素が消費されたことが原因。
- R2年：集合住宅に設置された簡易専用水道において貯水槽のオーバーフロー管と公共下水管が誤接合していたために公共下水管の詰まりにより貯水槽に汚水が流入する水質事故が発生し、健康被害も報告された。

●水道法の規定がかからない貯水槽水道についても、**飲用井戸等衛生対策要領や各自治体の条例・要綱等を基に、衛生指導**に努める。

●衛生行政担当部局は、**水道事業者との施設所在地の情報共有**により、貯水槽水道の存在実態の把握に努める。

138



(1) 健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について

## 健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について

### ■「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成25年10月25日、厚生労働省健康局水道課長通知)

※平成14年課長通知、平成19年事務連絡は廃止

### 事故・災害等により水道施設が破損・故障するなど、減断水等の被害があった場合は、厚生労働省(都道府県)へ報告願います。

- 自然災害による被害(事業者⇄都道府県⇒厚労省) ※令和2年度分より報告様式を変更
  - ・地震による断水等(震度5弱以上の地域がある都道府県は被害がなくても厚労省へ報告)
  - ・渇水、豪雨、大雪、落雷、火山噴火等による断水等
- 事故等による被害(大臣認可事業者⇒厚労省、事業者⇄都道府県⇒厚労省)
  - ・配水管破損事故(断水戸数100戸超)、施設の障害(故障、操作ミス等)、減断水が生じていなくても社会的影響が大きい事故(通行止め、薬品流出、ガス管折損等)等
- 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故、水道に対するテロ、情報システム障害等(大臣認可事業者⇒厚労省、事業者⇄都道府県⇒厚労省)

※詳細は水道課長通知(健水発1025第1号(平成25年10月25日))、厚労省HPを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/index.html>

## (2) 分水及び区域外給水

「分水等はできない」は、思い込みです

メールマガジン第1号(H31.2「施設の共同利用による区域外給水」)でも取り上げました  
⇒「兵庫 水道 メルマガ 第1号」で検索

### 施設の共同利用による行政区域外給水の実例

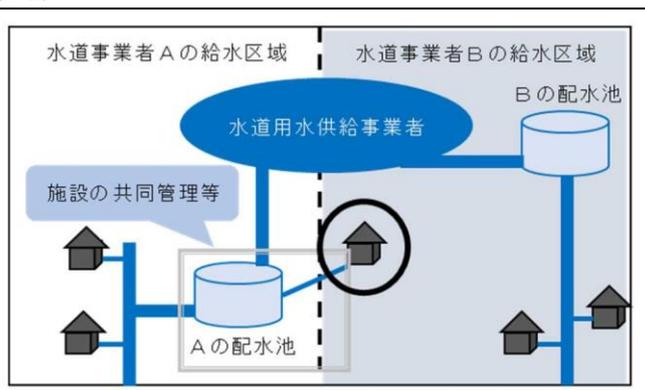
#### 【取組事例】

- ・ 青森県十和田市・秋田県小坂町における施設の共同利用

#### 両事業者が同一の用水供給事業者から受水している場合

- ① Aにおける水道用水供給事業者からの受水点から給水対象までの水道施設を、Bとの共同管理とする。  
→当該施設をB市の管理に属するものとする。
  - ② Bへ配水する業務を、法上の責任とともに、Aに第三者委託する。
- ※Aに第三者委託する場合、Bの取水地点の変更には該当しない。(この例ではA市、B市ともに同一の水道用水供給事業者からの供給であるため)

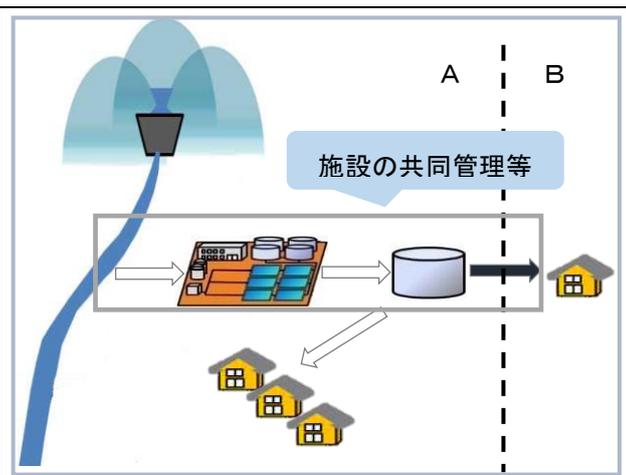
⇒両市とも、認可変更は不要



#### 両事業者が別の水源から取水している場合

- ① B市への給水に関するA市の水道施設(取水・浄水・送水施設)を、B市との共同管理とする。  
→当該施設をB市の管理に属するものとする。
- ② B市は変更認可(水源種別・取水地点・浄水方法の変更)を行う。
- ③ B市への配水に関する一連の業務を、法上の責任とともに、A市に第三者委託する。

⇒受水側 (B市) のみ認可変更が必要



### 水道法上の考え方

- 他の水道事業者への浄水の分水及び他の水道事業の給水区域内の需要者への区域外給水(以下「分水等」という。)は、法上の責任の所在が不明確であるため、分水等により給水を受けている需要者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていない。
- 分水等の関係水道事業者においては、当該需要者に支障を生じさせないことを前提に、分水等の解消に向けて計画的に取り組むことが必要であり、具体的な分水等の解消方策として、次に掲げる事業認可上の対応が考えられる。
  - ① 分水等を行う水道事業者における水道用水供給事業の創設
  - ② 分水等を行う水道事業者における給水区域の拡張
  - ③ 分水等の関係水道事業者における事業統合
- また、このほかに分水等を受ける水道事業者から分水等を行う水道事業者への第三者委託による対応も考えられる。事案によって、地理的条件や水道事業の形態等が異なるため、分水等に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係者間で十分調整・協議し、各事案に応じた最適な方策を検討する必要がある。

## 第三者委託実施の手引き

第三者委託の導入については、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課が第三者委託実施の手引きを作成している。

第三者委託実施の手引き

平成19年11月  
(平成23年3月改訂)

厚生労働省健康局水道課

(3) 水道事業等において特に重要な資料一覧

水道事業等において特に重要な資料一覧①

種類	図書名
施行通知	改正水道法等の施行について (令和元年9月30日付け薬生水発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)
基盤強化計画	水道基盤強化計画の策定について (令和元年9月30日付け薬生水発0930第3号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)
基盤強化計画	「水道基盤強化計画」作成の手引き
基盤強化計画	水道基盤強化計画、都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランの関係性について (令和元年9月30日付け薬生水発0930第4号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)
広域化推進プラン	「水道広域化推進プラン策定マニュアル」について (平成31年3月29日付け薬生水発第0930第7号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)
広域化推進プラン	水道広域化推進プラン策定マニュアル
水道ビジョン	新水道ビジョン
水道ビジョン	「都道府県水道ビジョン」作成の手引き
水道ビジョン	「水道事業ビジョン」作成の手引き
認可	水道事業等の認可等の手引き
事業評価	水道事業の費用対効果分析マニュアル

21

水道事業等において特に重要な資料一覧②

種類	図書名
施設	水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き
施設	簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン
施設	水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン
耐震化	水道の耐震化計画等策定指針
耐震化	重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き
危機管理	地震対策マニュアル策定指針
危機管理	風水害対策マニュアル策定指針
危機管理	水質汚染事故対策マニュアル策定指針
危機管理	テロ対策マニュアル策定指針
危機管理	新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針
官民連携	水道事業における官民連携に関する手引き
官民連携	水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン
水質	水安全計画策定ガイドライン
水質	水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン
水質	水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針
水質	登録検査機関における水質検査の業務管理要領
給水装置	指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン(確定版)

22

## 水道事業等において特に重要な資料一覧③

発行元	図書名
日水協	第四版 水道法逐条解説
日水協	水道用語辞典 第二版
日水協	水道維持管理指針2016
日水協	水道施設設計指針2012
日水協	水道施設耐震工法指針・解説2009
日水協	上水試験方法2011
日水協	水道料金算定要領
日水協	地震等緊急時対応の手引き
日水協	実務に活かす上水道の事故事例集—事故防止と技術の継承に向けて—2016
日水協	水道関係判例集
日水協	水道のあらまし2008

発行元	図書名
給工財団	給水装置工事技術指針2020(令和2年4月発行予定)